医療法人社団愛友会 老人保健施設 あげお愛友の里指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)事業 運営規程

(運営規程の趣旨)

第 1条 この規程は、医療法人社団愛友会が開設する老人保健施設あげお愛友の 里(以下「施設」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予 防訪問リハビリテーションの事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保 するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。

(事業の目的)

第 2条 事業は、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第 3条 事業は、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 2 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者(要支援者)とする。
 - 3 事業は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。
 - 5 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家 族に対し療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
 - 6 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的 確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
 - 7 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

- 第 4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - 1 (1) 名称 あげお愛友の里 訪問リハビリテーション
 - (2) 所在地 埼玉県上尾市西門前636
 - (3) 電話番号 048-772-7711 FAX番号 048-772-7843
 - (4) 管理者名 大塚 一寛
 - (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1151680016号)

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

- 第 5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤兼務職員1人)

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

管理者は、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者及び家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 従業者の職種及び員数

理学療法士·作業療法士 1名以上(常勤兼務職員1名以上) 言語聴覚士 1名以上(常勤兼務職員1名以上)

従業者は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)にもとづき、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の回復を図るために必要な居宅サービス(介護予防サービス)を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第 6条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日:月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間:午前8時30分から午後5時30分までとする。 サービス提供時間:午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の内容)

第 7条 事業は、主治医の指示にもとづき、要介護者等の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づきリハビリテーションを行う。当該計画は利用者に交付する。また、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得る。

2 退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを 実施する観点から、医師等の従業者が入院中にリハビリテーションを受けていた利用 者に対し、退院後の訪問リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を 作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書 等を入手し内容を把握する。

(通常の事業の実施地域)

第 8条 通常の事業の実施地域は、上尾市、桶川市、伊奈町、さいたま市北区、北 本市とする。

(利用料その他の費用の額)

- 第 9条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。利用料、その他の費用の額は、別紙料金表の通りとする。
 - 2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、 事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。な お、自動車を使用する場合の交通費は、以下の額を徴収する。

通常の事業の実施区域を越えた地点から片道1kmにつき 100円

3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において当該サービス提供を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容 及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(身体の拘束等)

第10条 事業は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待の防止等)

- 第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に 掲げる事項を実施する。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(苦情処理)

第12条 事業者は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業は、感染症や非常災害の発生時、利用者に対し訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業は、従業者に対し業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 事業は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 従業者は、この事業の提供を行っている時に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求めるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業者は、利用者に対する当該事業の提供により事故が発生した場合は、 市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う とともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 4 事業者は、利用者に対する当該事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に 関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個 人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努め るものとする。
 - 2 事業者が知り得た利用者及びその家族の個人情報については、当該事業のサービス提供以外の目的では原則的に利用しないもとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(職員の勤務条件)

第16条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団愛友会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

- 第18条 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおれる月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び 訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団愛 友会と事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成21年8月1日から施行する。
- この規程は、平成26年5月1日から施行する。
- この規程は、平成26年6月1日から施行する。
- この規程は、平成28年7月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- この規程は、令和6年6月1日から施行する。